

国立大学法人電気通信大学連携教員に関する規程

制定 令和8年3月23日規程第52号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）に置く連携教員の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(連携教員の定義)

第2条 連携教員とは、他の大学、大学院又は高度な研究水準を有する外部の研究所等（以下「研究機関等」という。）に属する教員又は研究者であって、その身分を有したまま、電気通信大学における連携大学院教育等に関する規程（以下「連携大学院教育規程」という。）に定める連携大学院教育、連携授業を担当する者をいう。

(連携教員の資格)

第3条 連携教員は、国立大学法人電気通信大学教育研究職員の採用及び昇任のための選考基準に基づく教授、准教授又は講師となることができる者と同等以上の資格があると認められるものとし、かつ担当する専門分野に関する教授又は研究指導の能力があると認められる者でなければならない。

2 連携教員の選考は、研究機関等からの所定の様式による推薦に基づき、学術院教授会の議を経て、学長が行う。

(称号の付与)

第4条 前条第2項の規定により選考された連携教員には、連携教授、連携准教授又は連携講師の称号を付与する。

2 前項の称号の付与は、文書にその旨を明記して本人に通知するものとする。

3 称号の付与期間は、本学における授業科目の授業及び本学学生の研究指導を担当する期間とする。

4 連携教員に本学の名誉を汚す行為があり、その称号を保持するのに適当でないと認められる者に対しては、学術院教授会の意見に基づき、称号の付与を取り消すものとする。

(就業規則の適用)

第5条 1年以内の期間を定めて称号を付与する連携教員であって、他の就業規則の適用を受けない連携教員については、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則を適用する。

2 クロスアポイントメント制度を適用する連携教員については、国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則を適用する。

(給与の取扱い)

第6条 前条第1項に規定する連携教員の本給について時間給により支給する場合は、1時間あたりの単価は8,300円とする。ただし、学長が必要と認めた場合には、この限りではない。

2 前条第2項に規定する連携教員の給与は、国立大学法人電気通信大学クロスアポイントメント制度に関する規程の定めによるものとする。

(通勤手当の取扱い)

第7条 連携教員に対する通勤手当は、第5条に規定する就業規則の定めにかかわらず、旅費として支給する。

(協定等に基づく特例)

第8条 前三条の規定にかかわらず、連携大学院教育規程第4条に定める協定等において別段の定めがある場合は、当該協定等の定めを優先する。

附 則

この規程は、令和8年3月23日から施行する。